

◎佐賀県条例第12号

佐賀県産業廃棄物税基金条例の一部を改正する条例

佐賀県産業廃棄物税基金条例（平成17年佐賀県条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（積立て） 第2条 基金として積み立てる額は、佐賀県産業廃棄物税条例（平成16年佐賀県条例第30号）第21条の規定により、県に納入され、又は納付された産業廃棄物税額に相当する額から産業廃棄物税の賦課徴収に要する経費を控除して得た額とし、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。	（積立て） 第2条 基金として積み立てる額は、佐賀県産業廃棄物税条例（平成16年佐賀県条例第30号）第23条の規定により、県に納入され、又は納付された産業廃棄物税額に相当する額から産業廃棄物税の賦課徴収に要する経費を控除して得た額とし、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。